

外来のご案内

外来診療担当医

H26.4.1～

	月	火	水	木	金
初診	足立 多田	松崎 福井	萬羽 中田	日野 中村	富永 宮下
再診	長澤 富永 萬羽	樋掛 日野 足立 吉崎	長澤 松崎 日野	富永 萬羽 篠山(第2・4)	松崎 立井 福井 吉田(第2・4週PM)
児童精神科	蓑和	原田	原田	原田 蓑和 篠山(第1・3・5)	蓑和

【診療科】…………… 精神科 ※変更となる場合があります。
 【診療日】…………… 月～金曜日
 【休診日】…………… 土・日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
 ※但し、救急の場合はこの限りではありません。
 【アルコール・薬物依存症外来】…… アルコール・薬物依存症を対象としており、断酒・断薬治療などを希望する方が対象です。
 ※アルコール依存症外来では外来ミーティングを行っています。詳しくは当センターのホームページをご覧ください。
 【児童精神科外来】…………… 中学生以下のこころの問題が対象です。

医療機関などからの紹介・初診問い合わせは地域連携室でお受けします

☎0265-83-3181(代表) 【受付時間】平日午前8時30分から午後5時まで
 FAX.0265-83-6160(地域連携室直通)

○当センターへの受診は完全予約制です。初診の予約については、患者さまから初診専用電話におかけいただきますようお願いいたします。
 【患者さま初診専用】 ☎0265-83-4156 受付時間…平日午前10時から午後3時まで

お知らせ

当センターは常時対応型の精神科救急指定病院です。
 緊急入院が必要と判断される患者さまを24時間365日受け入れています。

職員募集 当センターでは下記の職員を募集しています。

①医師 ②看護師 ③臨床検査技師(有期職員)

お問い合わせ先 ☎0265-83-3181(代) ✉saiyou@pref-nagano-hosp.jp

医学生・看護学生等の病院見学のご希望は
 事務部次長兼総務課長・藤木 へ直接ご連絡ください。

①③については、事務部長兼総務課長・藤木 ②については、副院長兼看護部長・中村 までご連絡ください。



地域の明日を医療で支える

地方独立行政法人 長野県立病院機構 長野県立こころの医療センター駒ヶ根

〒399-4101 長野県駒ヶ根市下平2901
 TEL 0265-83-3181(代表) FAX 0265-83-4158
 ✉komagane@pref-nagano-hosp.jp
 http://www.pref-nagano-hosp.jp/komahosp/homepage

こころ 駒ヶ根 検索



Mental Wellness Center-Komagane

こころ 駒通信

第10号
 2014.4.15
 発行

内容▶▶▶ * 新年度のご挨拶 * 新任医師紹介 * 患者さま満足度調査
 * 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律について * お知らせ

新年度のご挨拶

2月の大雪には驚きましたが、ようやく信州にも遅い春が訪れました。

この4月には、診療報酬改定と精神保健福祉法改正が同時に行われました。

診療報酬改定では、精神病床の機能分化、地域移行と地域定着の推進、身体合併症への適切な医療、適切な向精神薬使用、児童思春期精神科医療の推進、認知症対策の推進などが重点となっています。

また、精神保健福祉法改正では、精神病床の機能分化、保護者規定の削除、医療保護入院の見直し、精神医療審査会の見直しが注目点です。付帯決議には、認知症の社会的入院の解消とオレンジプランの推進が書きこまれています。

当センターの向かうべき方向が、精神科救急医療と専門医療の推進にあることは変わりませんが、今後は「連携」がキーワードと感じます。「ひらかれた病院」として、外部の医療機関や施設との連携が必要なことはもちろんですが、改築から4年目に入り、院内組織間の連携についてもリフレッシュしてゆく必要があります。経営的には入院医療が重視されますが、戦略的には地域移行の流れが進み、外来医療の強化は必須事項です。現状に満足せず、ACT*1やアウトリーチ*2事業についても学ばなければなりません。

来年度の病院機能評価受審にむけての取り組みがいよいよ始まりました。経験は学びの糧であり、評価とは学びを消化する過程であるといえます。われわれ専門家には、自分自身の仕事を評価し、それについて振り返って考える責任があります。情報の開示、消費者の関心への応答性、説明責任といった問題に答えるには、病院機能評価というモノサシに現状をあてはめるだけでなく、受審へむけての取り組みの過程の中で浮かび上がってくる当センターの「精神mind」を自覚する必要があります。病院機能評価は「つくり続ける病院」であるための道具であり、まずは探求心が第一だと思っています。



院長 樋掛 忠彦

*1) ACT……………重い精神障害をもつ精神医療の頻回利用者が、できるだけ質の高い、安定し自立した地域生活をおくり続けられるように支援する包括型地域生活支援プログラム。
 *2) アウトリーチ…多職種チームによる訪問支援

新任医師紹介

(4月1日着任)

- 〈副院長〉 原田 謙(はらだ ゆずる)
 児童精神科・医療安全担当の副院長として児童精神科の診療の充実に努めていただきます。
- 〈医 監〉 吉崎 洋介(よしざき ようすけ)
 日本内科学会認定内科医の資格をお持ちです。精神科医へ転身を希望され当院に赴任されました。
- 〈医 師〉 福井 将郎(ふくい まさお)
 伊那市出身で、地元の精神医療の充実・発展に貢献いただけることを期待しています。

詳しい紹介は次号にてお伝えします。

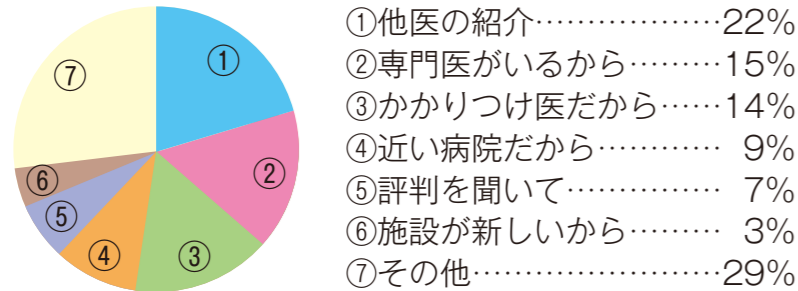
患者さま満足度調査を実施しました

調査結果に基づき、満足度が高まるよう病院全体で改善に取り組んでまいります。なお、他の調査項目につきましては、当センターホームページに調査結果を掲載しています。



1. 外来 調査期間……平成26年1月17日(金)～1月23日(木)

(1)当センターを選ばれた理由をお聞かせください。



他の医療機関からのご紹介による受診の割合が一番高い結果となりました。今後も各医療機関との連携を更に強化し、ご紹介に対応できるよう努めてまいります。

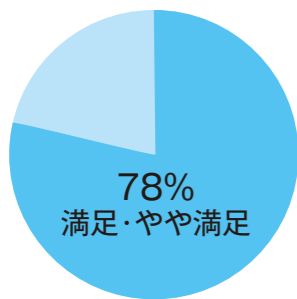
(2)受付から診察開始までの待ち時間についてお聞かせください。

待ち時間平均12分(昨年度調査14分)			
(内訳)	今回	昨年度	増減
①15分未満	32%	20%	+12ポイント
②15～30分未満	44%	41%	+3ポイント
③30分～1時間未満	18%	25%	△7ポイント
④1時間以上	5%	14%	△9ポイント

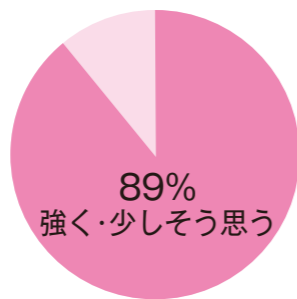
外来診察体制の強化により昨年度に比べ患者待ち時間は減っていますが、患者数が多い曜日は長時間待つ患者さまが多い傾向があります。長時間待つ患者さまを減らすために、曜日ごとの患者数の平準化を図るなどの取り組みを継続していきます。

2. 入院 調査期間……平成26年1月20日(月)～2月19日(水)

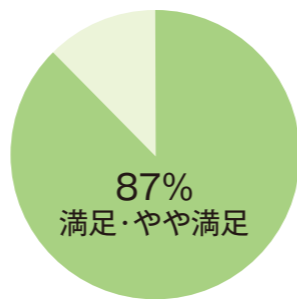
(1)主治医、担当看護師以外の職員も病状をよく知り対応しましたか？



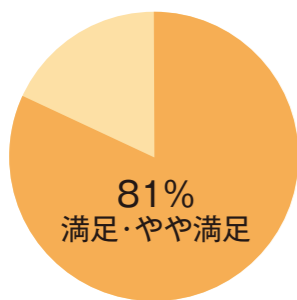
(2)医師に疑問点など話しかけやすい雰囲気だと思いましたか？



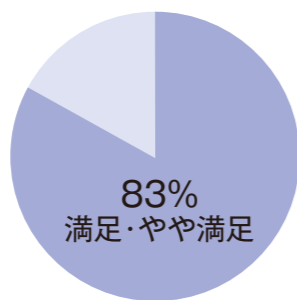
(3)職員の言葉づかいや態度、身だしなみは適切ですか？



(4)院内でプライバシーは配慮されていましたか？



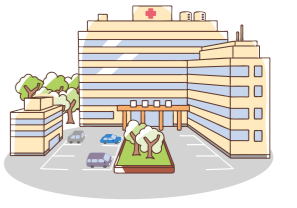
(5)退院後の生活について職員から具体的な支援や助言があり満足できましたか？



患者さまが安心して快適な環境で治療に専念できるよう満足度向上に一層努めてまいります。

アルコール依存症病棟退院患者さまへのアンケートを実施しました

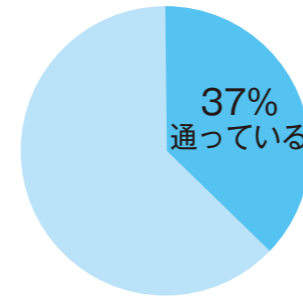
アルコール依存症の効果的な治療方法について検証するため、アルコール依存症病棟を退院した患者さまを対象にアンケート調査を実施いたしました。



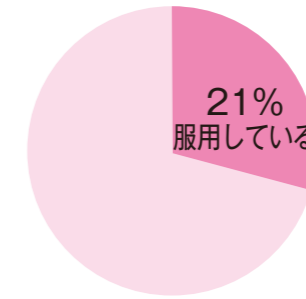
〈調査対象〉

平成22年4月1日～平成24年3月31日までにアルコール依存症病棟を退院した患者さま

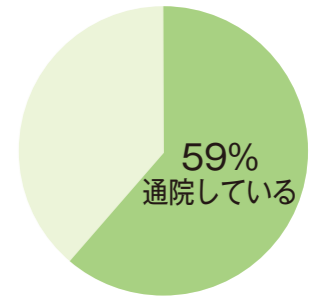
(1)自助グループに通っていますか？



(2)抗酒剤を服用されていますか？



(3)外来通院をされていますか？



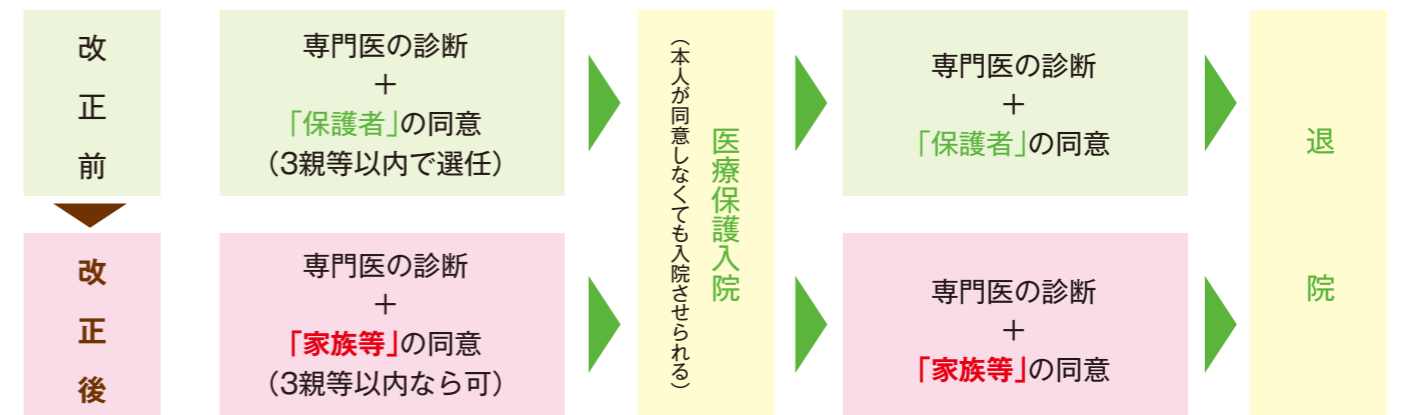
断酒継続には、上記の「断酒3本柱」(自助グループへ通う・抗酒剤の服用・外来通院)の3つのポイントがあります。入院治療ではこの断酒3本柱を学ぶとともに断酒が継続できるような生活習慣を身につけていくようにしています。今回のアンケートをもとに退院後の断酒継続について検証を行ってまいります。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下：精神保健福祉法)について

精神保健福祉法は、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする法律です。

精神保健福祉法の一部を改正する法律が、平成25年6月13日に成立し、平成26年4月1日から施行されました。(精神医療審査会の見直しに関する一部の規定は平成28年4月1日施行)

精神保健福祉法の改正前後の比較



1. 保護者制度の廃止

改正前は3親等以内の親族内から保護者となり得る、親族に係る優先順位の規定がありました。改正法では、優先順位が廃止され3親等以内の家族であれば医療保護入院に同意できます。

改正前は精神障害者に治療を受けさせる義務等が保護者に課されていましたが、家族の負担が大きい等の理由から、保護者制度は廃止されました。

2. 医療保護入院とは

精神保健指定医の診察の結果、医療及び保護の観点から入院の必要があり、かつ任意入院が困難と判定された場合、家族等の同意に基づく入院形態です。

(緊急の場合は12時間に限り指定医に代わり、特定医が診察を行い、医療保護入院を行うことができます。)